

第4章 檢査

第1 概説

1 検査の意義及び検査の対象

委員会は、証取法、外証法及び金先法により大蔵大臣から委任された権限に基づき、証券取引等の公正の確保に係る規定の遵守状況を監視するため、証券会社等に対して臨店等により検査を行う。

委員会の検査は、公益及び投資者の保護を図ることを目的とし、大蔵大臣の証券会社等に対する必要な措置及び施策に資するものである。

なお、委員会は、検査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している（ただし、必要があれば、委員会は、自らその権限を行使することができる）。

具体的な検査の対象は、以下のとおりである。

証券会社及び証券会社の親銀行等	(証取法 第56条)
証券業務の認可を受けた金融機関	(証取法 第66条)
証券業協会	(証取法 第79条の15)
証券取引所	(証取法 第154条の2)
外国証券会社国内支店及び特定金融機関	(外証法 第21条の2)
金融先物取引所及びその会員	(金先法 第52条の2)
金融先物取引業者	(金先法 第77条の2)
金融先物取引業協会	(金先法 第90条の2)

(注) () 内は、委員会への検査委任規定である。

2 検査の範囲

検査の範囲は、政令（証取法施行令第16条、第17条の5、第18条

の 2, 第19条の 2, 外証法施行令第14条, 金先法施行令第 3 条, 第 4 条, 第 7 条, 第10条)において定められており, 例えは, 証券会社については, 証券会社, 役員又は使用人の禁止行為(取引一任勘定取引の契約の締結, 断定的判断を提供した勧誘, 特別の利益提供を約した勧誘等), 損失保証・補てんの禁止, 相場操縦の禁止, 内部者取引の禁止等についての規定に関するものを検査することとされている(附属資料 1 - 3 参照)。

第 2 検査基本方針及び検査基本計画

検査に係る事務の運営は, 每年 7 月 1 日に始まり翌年 6 月 30 日に終わる 1 年間を検査事務年度として行われる。

委員会は, 検査事務年度毎に, 委員会自らが行う検査及び財務局長等が行う検査を計画的に管理・実施するため, 検査基本方針及び検査基本計画を策定する。

検査基本方針においては, 当該検査事務年度の検査の重点事項, その他検査の基本となる事項を定め, 検査基本計画においては, 国内証券会社, 外国証券会社, 証券業務の認可を受けた金融機関等のうち当該検査事務年度の検査の対象とするものの種類, 数等を定めている。

平成 7 検査事務年度(以下「本事務年度」という)については, 平成 7 年 6 月 27 日, 検査基本方針及び検査基本計画を以下のとおり定めた。

平成 7 検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画

1 検査基本方針

金融・資本市場の自由化・国際化等の進展に伴い, 証券会社等の

業務が複雑・多様化してきている中で、急激な円高の進行による企業業績の悪化懸念等から株式市場は低調に推移しているなど、証券会社を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。一方、証券市場活性化のための各種の規制緩和により新しい営業の展開などが図られている。

これまでの検査結果をみると、一部に投資者の意向を軽視したとみられる投資勧誘や不適切な取引とともに証券会社又はその役職員個人による法令違反行為等が認められた。また、内部管理体制についても、全般的には改善の傾向にあるものの、一部に法令遵守意識や内部管理に対する認識の不足が認められ、必ずしもその機能が十分に発揮されていない。

このような状況を踏まえ、平成7検査事務年度(平成7年7月～平成8年6月)における証券会社等検査の実施に当たっては、次の諸点を検査の重点事項とするとともに、前回検査における問題点の改善状況の点検に努めることとし、官房金融検査部等と連携しつつ、検査の厳正かつ的確な実施を図ることとする。

なお、深度ある検査を実施するため、引き続き検査体制の整備・強化に努めることとする。

(1) 証券会社等検査の重点事項

- ① 証券取引の公正確保の観点から、各種市場ルールの遵守状況を多角的に点検する。
- ② 証券会社等の健全な経営姿勢を維持する観点から、投資勧誘の実情等営業姿勢を十分に点検する。
- ③ 証券業務の信頼性確保の観点から、各証券会社等における内部管理体制の仕組み・機能発揮の状況を十分に点検する。

(2) 金融先物取引業者等検査の重点事項

金融先物取引業者等の取引の公正確保の観点から、市場ルール

の遵守状況を点検するとともに、投資勧誘の実情等営業姿勢の実態把握に努める。

2 検査基本計画

(1) 証券会社等検査

- | | |
|---------|-----|
| ・国内証券会社 | 81社 |
| ・外国証券会社 | 2社 |

(注1) 国内証券会社については、上記のほかに、支店のみを対象とした検査を18支店実施することとする。

(注2) 具体的な検査対象会社は、前回検査からの経過期間や前回検査の結果等を総合的に勘案して選定するとともに、引き続き機動的な検査の実施にも配意することとする。

(注3) 検査の実施に当たっては、原則として、官房金融検査部等と同時に検査を行う。

(注4) 上記検査対象会社数は現時点での予定であり、今後諸要因により変動する場合がある。

- ・証券業務の認可を受けた金融機関 原則として、金融検査の際併せて実施する。

(2) 金融先物取引業者等検査

- ・金融先物取引業者 原則として、証券検査の際併せて実施する。

第3 検査実績

1 検査の実施状況

本事務年度における委員会及び財務局等の検査の実施状況は、以下のとおりである。

(1) 証券会社等検査

委員会及び財務局等が、本事務年度において検査に着手した件数は、証券会社86社、証券業務の認可を受けた金融機関10機関である。

これらの内訳は、委員会が検査に着手したものが国内証券会社9社、外国証券会社2社4支店であり、財務局等が検査に着手したもののが国内証券会社75社、証券業務の認可を受けた金融機関10機関である。

本事務年度において着手したもののうち、国内証券会社60社、証券業務の認可を受けた金融機関9機関について、本事務年度末(平成8年6月30日)までに被検査会社に対し検査結果通知書を交付し、検査が終了している(第1表参照)。なお、前事務年度(平成6検査事務年度)において着手し、前事務年度末(7年6月30日)までに検査が終了していなかった国内証券会社36社、外国証券会社3社5支店及び証券業務の認可を受けた金融機関1機関については、本事務年度中に全て検査が終了している。

本事務年度中に検査が終了したもののうち、証券会社又はその役員及び使用人に重大な法令違反が認められた2社9人については、大蔵大臣に対し勧告を行い、これを受けて業務停止の行政処分等が実施されている(7頁参照)。

なお、検査において認められた問題点については、行政担当部局にも連絡され行政担当部局から被検査会社に対して改善指示が行われている。

(2) 金融先物取引業者等検査

本事務年度においては、証券検査の際に、併せて実施している。

第1表 検査実施状況

区分	検査計画	検査着手	検査終了
1 証券会社	83社	86社	60社
国内証券会社	81社	84社	60社
委員会	} 81社	9社	7社
財務局等		75社	53社
外国証券会社	2社	2社	0社
2 証券業務の認可を受けた金融機関		10機関	9機関
委員会		—	—
財務局等		10機関	9機関

(注1) 外国証券会社は、全て委員会が検査を実施している。

(注2) 上記のほか、本省監理証券会社に対して財務局等が単独で支店の検査を実施したもののが15支店（うち、検査を終了したものは13支店）ある。

(注3) 検査終了欄は、本事務年度末までに被検査会社に対し検査結果通知書を交付し、検査が終了したものである。

(注4) 証券業務の認可を受けた金融機関の検査については、検査基本計画において、原則として、金融検査の際併せて実施することとしている。

2 1検査対象当たりの延べ検査投入人員

本事務年度における1検査対象当たりの延べ検査投入人員（臨店期間分）は、国内証券会社107人・日、外国証券会社105人・日、証券業務の認可を受けた金融機関14人・日となっている（第2表参照）。

第2表 1検査対象当たりの延べ検査投入人員

（単位：人・日）

区分	1検査対象当たりの延べ検査投入人員
国内証券会社	107
外国証券会社	105
証券業務の認可を受けた金融機関	14

第4 証券会社に対する検査結果の概要

1 検査において認められた問題点

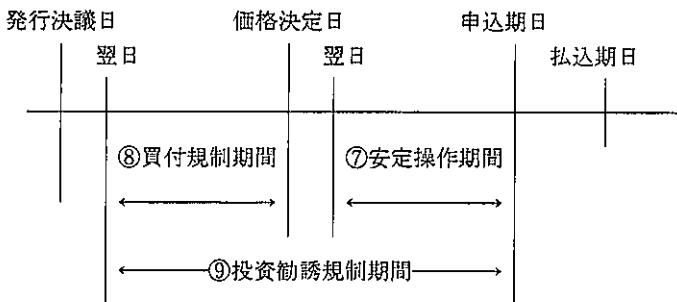
本事務年度の証券会社に対する検査は、前回検査において指摘された問題点の改善状況の点検とともに、取引ルールの遵守状況、営業姿勢及び内部管理体制の点検を重点事項として実施した。

多くの証券会社が内部管理の充実・強化に努めており前回検査の問題点については概ね改善が図られていたが、本事務年度中に終了した検査（前事務年度着手分を含む）の結果、以下に記述するような問題点が認められた（第2章でその概要を記述したものと含む）。

- (1) 取引ルールの遵守状況については、一部の証券会社において、以下のようないい處及び不適行為が認められた。
 - ① 向い合ひ及び不適行為（法令違反）
(注) 向い合ひ及び不適行為（9頁参照）
 - ② 有価証券の価格が騰貴することの断定的判断を提供した勧誘（法令違反）
 - ③ 取引一任勘定取引の契約の締結（法令違反）
 - ④ 特別の利益提供を約した勧誘（法令違反）
 - ⑤ 作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買等を受託する行為（法令違反）
 - ⑥ 投機的利益の追及を目的とした有価証券の売買（法令違反）
 - ⑦ 元引受証券会社による安定操作期間内の自己の計算による買付け（法令違反）
(注) 安定操作取引（10頁参照）
 - ⑧ 元引受証券会社となっている有価証券の募集又は売出しの発行決議日の翌日から価格決定日までの間の自己又はその関係会社の計算による株式の買付け（自主規制ルール違反）

- ⑨ 元引受証券会社となっている有価証券の募集又は売出しの発行決議日の翌日から申込期日までの期間内の当該有価証券の発行会社が発行する株式の積極的な投資勧誘（自主規制ルール違反）

(注) 自己等の買付及び積極的な投資勧誘の規制期間



- ⑩ 値幅制限を超えた価格での債券の売買（自主規制ルール違反）
 ⑪ 有価証券取引における名義等の貸借（自主規制ルール違反）
 ⑫ 仮名取引の受託（自主規制ルール違反）
 ⑬ 顧客との金銭等の貸借（自主規制ルール違反）
- (2) 営業姿勢については、一部の証券会社において、以下のようないくつかの問題点が認められた。
- ① 積極的に取り組んだ転換社債や外国債等の営業における顧客の属性等を軽視した投資勧誘
 - ② 証券会社が相手方となった顧客の益出し売買において生じた同社の売買損益を同顧客との他の益出し売買によって調整した取引
- (3) 内部管理体制については、一部の証券会社において、以下のようないくつかの問題点が認められた。
- ① 社内の管理システムの活用が不十分
 - ④ 役職員の法令遵守意識の不足

2 問題点の事例

検査において認められた上記問題点に関する事例は以下のとおりである（勧告を行ったものについては、第2章で記述した）。

(1) 取引ルールの遵守状況関係

- ① 特別の利益提供を約した勧誘（証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第2号違反）

A証券会社は、同社の保有する株式による益出し売買を同社の関係会社を相手方として多数回にわたって行っているが、これら一連の益出し売買を始めるに当たって、同社の役員は関係会社の役員に売買にかかる関係会社の経費を同社が負担することを約束して、売買の相手方となるよう勧誘を行った。

なお、A証券会社は、これらの益出し売買の多くについて、当初の売買（同社の売・顧客の買）の価格よりも戻しの売買（顧客の売・同社の買）の価格を高くし、顧客である同社の関係会社に売買益を得させている。当該関係会社は、これによって得た売買益を一連の益出し売買に要した経費（手数料、有価証券取引税、借入金利）にあてている。

- ② 元引受証券会社となっている有価証券の募集又は売出しの発行決議日の翌日から価格決定日までの間の自己又はその関係会社の計算による株式の買付け（東証・大証「正会員の自己計算による株券の売買取引等についての定款第59条に関する理事会決定」第1項第1号違反、日本証券業協会公正慣習規則（以下「日証協公慣規」という）第1号「店頭における有価証券の売買その他の取引に関する規則」第20条第2項違反）

証券会社は自主規制ルールにより、自己又はその関係会社が元引受証券会社となっている有価証券（以下、「ファイナンス銘柄」という）の発行（売出し）の取締役会決議が行われた日の

翌日から当該有価証券の発行（売出し）価格が決定される日までの間の当該有価証券の発行者が発行する株券等について、自己又はその関係会社の計算による買付けを禁止されている。

B証券会社は、元引受したファイナンス銘柄のリストを売買審査部門が作成して株式部門に配付し、株式部門の運用担当者自らが当該ファイナンス銘柄の自己買付けを行わないよう規制することとなっていた。しかし、売買審査部門から株式部門へのファイナンス銘柄の連絡が発行決議日の翌日であったことや事務処理の不徹底によりコンピューター上のロックがかからなかつたため、株式部門の運用担当者はファイナンス銘柄であることを知らずに発行決議日の翌日に自己買付けを行った。

また、C証券会社は、自主規制ルールでは関係会社の計算による買付けは禁止されていないと誤解していた上、同社の関係会社（海外現地法人）からの売買注文の内容を売買管理部門が審査していなかったことから、同社の関係会社の計算によるファイナンス銘柄の買付けが行われた。

- ③ 元引受証券会社となっている有価証券の募集の発行決議日の翌日から申込期日までの期間内の当該有価証券の発行会社が発行する株式の積極的な投資勧誘（日証協公債規第9号第8条第4項違反）

D証券会社のa支店は、同社の海外現地法人が元引受証券会社となったワント債の募集の発行決議日の翌日から申込期日までの期間内に、ファイナンスに関して価格形成への関与の意図がなければ当該自主規制ルール違反にはならないと誤解し、当該ワント債の発行会社の株式を同支店の注目銘柄として取り上げ、顧客に対し積極的な投資勧誘を行った。

また、同社売買審査部門も当該株式の買付けの株価への影響

度が大きくなれば当該自主規制ルール違反にならないと誤解し、同支店において積極的な勧誘が行われていないかの検討を怠った。

- ④ 値幅制限を超えた価格での債券の売買（東証理事会決定「債券の市場外売買における適正な値段について（定款第23条第2項に関する解釈）」違反、日証協公慣規第3号「公社債の店頭気配等の発表及び売買値段に関する規則」第13条違反）

証券会社は自主規制ルールにより、債券の市場外売買に関しては定められた値幅の範囲内の価格で行わなければならぬが、E証券会社は、担当者が値幅制限を超えることを知りながら、その乖離が小幅であることから顧客の要望に沿った条件で取引を行ったことなどが原因で、値幅制限を超える顧客との入替売買を多数行っていた。

また、F証券会社は、例えば上場債券であれば証券取引所の約定値段が値幅制限の基準となる価格であるにもかかわらず、それを同社の売買での実勢価格が基準価格となると誤解していたことなどから値幅制限を超える顧客との入替売買を行っていた。

- ⑤ 有価証券取引における名義の貸借（日証協公慣規第8号「証券従業員に関する規則」第9条第3項第23号違反）

G証券会社の営業員は、売出し株式の当選通知を受けた顧客からもう1株欲しいと要請されたため、買付けを放棄した他の当選顧客の口座を使用させて、買付けさせた。

- ⑥ 仮名取引の受託（日証協公慣規第8号第9条第3項第24号違反）

H証券会社の営業員は、株式の売出しの際に顧客から当選確率を高めるために多くの名義で申込みできいかとの照会を受

け、これを了承し、売出しの申込みを受託した。

⑦ 顧客との金銭の貸借（日証協公慣規第8号第9条第3項第29号違反）

I証券会社の営業員は、顧客が同営業員に株式取引を発注するという条件で、口座開設時から同顧客に無利息で金銭を貸し付けていた。

(2) 営業姿勢関係

① 顧客の属性等を軽視した投資勧誘（その1）

J証券会社の顧客は、投資信託、債券中心の取引を行った後、一時取引を中断していたが、交代した担当営業員に元本割れの投資信託から転換社債への乗換えを勧められてからは転換社債、株式へと取引内容が変わり、取引量も増加し、これらの取引において額面割れ転換社債の損切り乗換えが多数回にわたり行われていた。

これは、担当営業員が同顧客に、元本割れ投資信託を売却して償還まで保有すれば利益の確保ができる状況にあった額面割れ転換社債に乗り換えれば2年程度の保有により予想期間収益で投資信託の損失を埋められると勧誘したことから顧客は当該転換社債を購入した。しかし、その後営業員が顧客に当該転換社債の短期損切り乗換えの勧誘を行ったものであった。

同社では、同顧客の他にも多くの顧客が償還時まで保有すれば利益の確保ができる状況にあった額面割れ転換社債を短期で損切り売却していたが、これらは概ね、商品性格の説明が十分なものではなかったことに加え、顧客の資金量や基本的な投資意向といった顧客の属性に対する配慮も不十分なまま次々に短期間で売買益を追求する売買を積極的に勧誘したことによるものであった。

② 顧客の属性等を軽視した投資勧誘（その2）

K証券会社は、平成4年度以降、償還期間が長く信用リスクはあるが高利回りで為替リスクがないとの理由で円建外国債を積極的に販売していた。

同社顧客の担当営業員は、銀行預金を上回る利回りを確保できる安定的な商品に投資したいとの同顧客の意向に沿うものとして円建外国債の買付けを勧誘した。その後、担当営業員は、最終利回りの高さよりも償還までの残存期間の長さをセールス・トークに、あるいは逆に償還までの残存期間の長さよりも最終利回りの高さをセールス・トークに買付け勧説した結果、同顧客は類似の円建外国債間での短期の乗換えを繰り返し、その中には損切り乗換えもみられた。

同社では、同顧客の他にも多くの顧客が円建外国債を短期に損切り売却して他の円建外国債に乗換えていたが、これらは概ね、証券投資の知識、経験が十分とは言えない顧客に商品性格の説明が十分でなかったことや、追加資金が望めない顧客に類似商品等の買付けを勧説したことによるものであった。

③ 顧客の属性等を軽視した投資勧誘（その3）

L証券会社は、平成7年4月以降、個人向け債券販売の重点を内国債から外貨建外国債に移して積極的に取り組んでいた。顧客は、営業員の勧説により外貨建外国債を7年7月に買い付けたが、翌8月には当該債券を売却して同一通貨、同一クーポンでほぼ同様の商品性格の他の外貨建外国債に同一日に乗り換え、更に9月には再び、他のほぼ同様の商品性格の外貨建外国債に同一日に乗り換えた。同顧客は、円安で為替の含み益が発生していたことから外貨建外国債の売却により利益を得たが、同一通貨、同一クーポンでほぼ同様の商品性格の外貨建外国債

間の乗換えは、乗換えをしない場合に比べ為替コスト等が顧客にとって負担となっている。

同社では、同顧客の他にも多くの顧客が、ほぼ同様の商品性格の外貨建外国債間で、同一日の乗換えや買付資金に充当するために後日、手持ちの外国債を売却する乗換えを行っていた。これらは概ね、営業員が、外貨建外国債について売却益が出ることから顧客は十分満足できると考え、為替コスト等の負担を軽視し、外貨建外国債間の乗換え売買を勧誘したことによるものであった。

④ 顧客の属性等を軽視した投資勧誘（その4）

M証券会社は、平成7年4月からいわゆるブル・ベア型の追加型株式投資信託を積極的に販売していたが、同社の営業員から、株式相場の先行きが不透明であるため当該投資信託のブル・ベアの両コースを購入し、相場が動いた時点で利益の出たコースから他のコースに移ればよいとの勧説を受けて、ブル・ベアの両コースを購入した同社顧客は、その2日後に両コースとも損切り売却していた。同顧客はその後も同日に購入した両コースを短期間のうちに同日に売却するという取引を繰り返した。

同社では、同顧客の他にも多くの顧客がブル・ベアの両コースを同日に購入後、両コースを同日に売却していたほか、同日にブルかベアの同一コースの売付けと買付けを行っていた顧客なども多く認められたが、これらは概ね、営業員が顧客の知識や経験に対する配慮に欠け、各コースの商品性格や各コースを組み合わせた投資手法等についての説明が勧説時に十分でなく、かつ、顧客の同商品に対する理解が不足していたことによるものであった。

(注) ブル・ベア型の追加型株式投資信託

ブル・コースは、投資信託の純資産総額のほぼ1.5倍程度の約定金額になるように日経平均株価先物の買建てを行うことにより、日経平均株価が上昇した場合に上昇率の1.5倍程度の投資成果を追求するファンドであり、ベア・コースは、投資信託の純資産総額とほぼ同額の約定金額になるように日経平均株価先物の売建てを行うことにより、日経平均株価が下落した場合に下落率と同程度の投資成果を追求するファンドである。

- ⑤ 証券会社が相手方となった顧客の益出し売買において生じた同社の売買損益を同顧客との他の益出し売買によって調整した取引

N証券会社は、顧客から3銘柄の株式による益出し売買の要請を受け、市場において執行（顧客の売・同社の買）したが、翌日、うち1銘柄の株価が寄付きの状況からして前日の売買価格を上回り、同社に売買益の発生が見込まれた。

そのため、同社は他の2銘柄について当初の売買（顧客の売・同社の買）価格を下回る、直近の市場価格とは異なる価格で戻しの売買（同社の売・顧客の買）を執行し、当該3銘柄の売買で同社に損益を生じないよう調整した。

(3) 内部管理体制関係

- ① 社内管理システムの活用が不十分（その1）

O証券会社では、ハイリスク商品である株価指数オプション取引の開始に当たっては社内規則により営業員が顧客面談を行い、顧客の知識や経験を確認し、部店長等の承認を受けることになっているものの、部店長による承認が形式的であったため、顧客の属性等の把握が不十分なまま取引が開始されていたほか、株価指数オプション取引の取引量が極端に多い個人顧客の取引内容のチェックが十分に行われていなかった。

- ② 社内管理システムの活用が不十分（その2）

P証券会社では、営業部店において取引実態を確認させるために、短期売買等の一定の基準に該当する小口取引のリストを営業部店に配信していたが、同制度の趣旨が十分に徹底せず、そのリストの活用が図られていなかったことから、顧客の属性等を軽視した問題のある取引の実態把握が行われていない状況が認められた。

③ 社内管理システムの活用が不十分（その3）

Q証券会社では、いわゆるアテンションシステムで指摘された顧客の取引について問題がないかを検討するため、これらの顧客の知識、経験、財産の状況等を営業部店において把握することとされている。しかしながら営業部店においては、これらの状況が十分に把握されていない。また、営業部店は、指摘された顧客に対する改善策を本社管理部門に報告しているが、その後の同顧客の取引内容が、改善策に則っていないものがあるなど、指摘顧客の取引内容の検討やその後の取引の状況把握が不十分なものが認められた。

（注）アテンションシステム

証券会社では、多数の顧客に対し、多数の営業員が売買等の勧誘を日常的に行っており、それらの勧誘行為の適否について、基本的には営業店等の現場において個別に管理している。これを補完するため、本社管理部門において顧客の売買頻度や損益状況等の外的要素に一定の監視基準を設け、一定基準を超える顧客については、営業員からヒアリングを実施（場合によっては顧客面談）するなどして、不適切な投資勧誘の未然防止に努めている。これらのシステムは、アテンションシステム、アラームシステムなどと称され、最近ではコンピューター化され中小証券でも採用が増えてきている。

④ 役職員の法令遵守意識の不足（その1）

R証券会社では、内部管理部門の担当者が管理データにより把握した安定操作期間内の自己の買付けについて注意喚起をしていたが、その注意喚起を受けた売買部門は、当該買付けは価

格闘を意図したものではないことから例外的に許されていると誤って解釈していた。このような両部門の解釈の食違いが長期間是正されず放置された結果、ルール遵守を励行するための措置が速やかに講じられず、違反行為が繰り返されていた事例が認められた。

⑤ 役職員の法令遵守意識の不足（その2）

S証券会社で発生した証券事故の大半は、一般に営業力が弱い比較的若年の営業員によるもので、その内容をみると、商品の良い面を強調しリスク等の説明が不十分なことに起因する誤認勧誘や顧客の意思確認が不十分な未確認売買等が多く、これら営業員には法令・諸規則の理解や遵守意識が不足しているほか、商品内容の理解等も不十分な傾向が認められた。

第5 証券業務の認可を受けた金融機関に対する検査結果の概要

証券業務の認可を受けた金融機関に対する検査も、証券会社に対する検査と同様、取引ルールの遵守状況等を重点項目として実施したが、特に問題点は認められなかった。

第6 金融先物取引業者等に対する検査結果の概要

金融先物取引業者等に対する検査においては、証券取引検査の際に、取引ルールの遵守状況の点検、投資勧誘の実情等営業姿勢の実態把握を行ったが、特に問題点は認められなかった。